

## 松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん重要事項説明書

軽費老人ホーム（A型）だいせんと利用契約をかわすにあたり、契約者に対して施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業所名
2. 事業の目的と運営方針
3. 施設概要
4. サービスの内容
5. 利用料
6. 連帯保証人
7. 協力医療機関と医療
8. 職員の配置と勤務体制
9. 非常災害時の対策
10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
11. 入所・退所等
12. 苦情相談窓口

別表 利用料（サービス提供に要する費用及び生活費）一覧表

# 松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん重要事項説明書

## 1. 事業所名

設置主体名	社会福祉法人 松寿会
運営主体名	社会福祉法人 松寿会
運営代表者氏名	理事長 佐々木 勘右工門
所在地	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
他の主な事業所	<p>養護老人ホーム松寿園</p> <p>養護（盲）老人ホーム松峰園</p> <p>特別養護老人ホーム松涛園</p> <p>松寿会指定短期入所生活介護事業所</p> <p>松寿会指定通所介護事業所</p> <p>松寿会指定訪問介護事業所</p> <p>松寿会指定居宅介護支援事業所</p>

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>軽費老人ホーム（A型）だいせんは、低額な料金で、高齢等のため独立して生活することに不安がある方に入所していただき、食事、健康管理、相談・援助その他日常生活上必要な便宜（サービス）を提供することによって、入所した方が安心して明るい生活ができるようにすることを目的とします。</p> <p>なお、入所できる方の年齢は60歳以上ですが、その方の配偶者や三親等内の親族等特別な事情があると認められる方は、この限りではありません。</p>
運営方針	<p>サービスの提供にあたっては、入所者の意思を尊重するとともに、入所者個々人の支援の必要度に配慮いたします。</p> <p>また、入所者と家族、連帯保証人に関する個人情報の取扱いについては別に定める「松寿会個人情報保護に関する基本規則」及び「個人情報利用目的」に沿って行うものとし、苦情処理の取り扱いについても「松寿会苦情処理解決実施要綱」に沿って行います。</p> <p>保健・医療・福祉の各関係機関との連携のもとに、入所者と地域の福祉の向上を目指します。</p>

### 3. 施設の概要

施設名称	松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん
施設種別	軽費老人ホーム（A型）
施設長	阿部 孝幸
開設年月日	昭和56年2月1日
所在地	秋田市新屋大川町17番3号 (電話) 018-828-1851
交通の便	秋田中央交通新屋線 美術大学前下車 徒歩2分 羽後交通本荘秋田線 " "
	JR新屋駅から車で5分 JR秋田駅から車で20分
敷地概要	延面積 2,974.01㎡ (秋田市所有地)
建物概要	鉄筋コンクリート2階建 延面積 1,752.79㎡ (事業者所有) 竣工 昭和56年1月31日
定員	50名
居室	個室 48室 14.58㎡ (6畳、押入れ、踏み込み等) 個室 2室 18.23㎡ (6畳、押入れ、踏み込み等) 各個室ともトイレ、洗面所、電話、ナースコール付き)
主な共用施設備	1 医務室・静養室 2 集会室 (和室、洋室)・図書室 3 談話室 4 ロビー 5 食堂 6 浴室 (男女各1) 7 給湯室・洗濯室 (汚物処理室) 8 研修室

#### 4. サービスの内容

<p>個々人の必要度に配慮しながら自立支援と生活援助のため、下記のサービスを提供します。</p>	
種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画献立による必要栄養量の確保と入所者の嗜好に配慮した調理を行います。</li> <li>・主治医の食事箋に基づく医療指示食のほか、身体状況によりお粥、刻み食等を提供します。また、臥床時等は居室配膳を行います。</li> <li>・行事食、選択食等により日々の食事に変化をもたせる工夫をしています。</li> <li>・栄養その他の食事に関する相談・指導を行います。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">食事時刻：朝食 7時30分          昼食 12時00分          夕食 18時00分</p>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員による日常の健康相談や定期的体重・血圧測定、その他医療に関する相談・指導を行います。</li> <li>・嘱託医による定期診断（希望者）及び定期健診（全員、年2回）を行います。</li> <li>・緊急時には、受診手続等必要な支援を行います。</li> </ul>
入 浴 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の清潔保持のため、2日に1回以上の頻度で入浴・シャワー浴、又は清拭の機会を準備します。</li> <li>・入所者の身体の状態により、入浴等の介助を行います。</li> </ul>
相 談 ・ 援 助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の生活全般にわたる相談及び支援を行います。</li> <li>・介護保険サービスを利用するための諸手続き、退所後の在宅福祉サービスの利用や市役所・銀行等の公的機関及び図書館等公共施設の利用、地域交流等に係る支援を行います。</li> </ul>
生きがい活動の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、各種クラブ活動やレクリエーション等を実施し、余暇活動の援助を行います。</li> </ul>
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング取次、宅配便・郵便物の取次等の便宜を図ります。</li> </ul>

## 5. 利用料

別表によるサービス提供に要する費用及び生活費の合計額（11月から3月までは、冬季加算額が加わります。）のほか、居室の電気料と電話料が自己負担となります。

また、親睦旅行、その他特に施設長が指定する施設行事等に希望して参加する場合は、その都度定める料金及び入所者の特別の希望により提供するサービスにかかる料金は、自己負担となります。

請求方法	当月分（利用料及び電話料・電気料（前月使用料））の請求書及び前月分の領収書を発送します。
支払方法	ご指定いただいた金融機関口座から、毎月27日に引き落としさせていただきます。引落日が土日祝祭日の場合は、翌営業日が引き落とし日となります。

## 6. 連帯保証人

- 1 入所者は、サービス開始時に連帯保証人を立てることとします。
- 2 施設に対する利用料などの経済的な債務について、入所者と連帯してその履行の責任を負います。
- 3 入所者が疾病等により医療機関への受診、入院となる場合の対応・手続きを円滑に遂行する責任を負います。
- 4 入所者に債務不履行があったときは、入所者の債務を負担するものとします。
- 5 連帯保証人の負担は、極度額20万円（おおよそ月額利用料金の3ヵ月分）を限度とします。
- 6 連帯保証人から請求があったときは、施設は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- 7 連帯保証人の住所、氏名、連絡先等を変更したときは、その旨を速やかに通知します。
- 8 入所者は、連帯保証人が死亡し、又は民法による後見開始の審判等を受けたときは、新たに連帯保証人を立てるとともに、前連帯保証人との利用料などの経済的な債務等につき、新連帯保証人は入所者と連帯してその履行の責任を負うものとします。

## 7. 協力医療機関と医療

医療機関の名称	医療法人 梅栄会 細谷病院
院長名	細谷 貴美子
所在地	秋田市南通宮田3-10
電話番号	018-833-3455
診療科目	内科・神経内科・リハビリ科・胃腸科
入院設備	107床
救急指定の有無	無
協力契約の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 往診による診療（希望者）</li> <li>2 病状が急変した場合の緊急対応（夜間・休日の往診等）</li> <li>3 入院が必要となった場合の受入れ及び他の医療機関への紹介</li> </ol>

医療機関の名称	三浦歯科医院
院長名	三浦 捷也
所在地	秋田市新屋元町22-34
電話番号	018-828-2109
診療科目	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無
協力契約の内容	歯科治療（希望者）

利用者の医療	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病気や怪我の治療は、施設の嘱託医、協力医療機関、又は入所者が選択する医療機関で受診していただくこととなり、医療費は入所者の負担となります。</li> <li>2 通院時及び入退院時の付き添いは、原則として連帯保証人、又は家族に対応していただきますが、緊急等特別な事情にある時は、当方で行います。ただし、それにかかる費用は入所者の負担となります。 入院中の付き添いは行っておりません。</li> <li>3 入院期間が3ヶ月以上に渡る場合は、退所となります。</li> </ol>
--------	--

## 8. 職員の配置と勤務体制

職 種	職員数	備 考
施 設 長	1名	
生 活 相 談 員	1名	
事 務 職 員	1名	1名は兼務
介 護 職 員	4名	主任介護職員1名、介護職員3名
看 護 職 員	1名	
栄 養 士	1名	
調 理 員	6名	
技 術 員	1名	
医 師	1名	嘱託医師
夜 間 体 制	2名	施設職員1名、夜間警備業務委託者1名
緊急通報体制		非常通報装置設置

## 9. 非常災害時の対応

非常時の対応	別に定める「軽費老人ホーム（A型）だいせん消防計画」により対応します。	
非常通報の体制	非常通報装置により、消防署及び全職員への連絡体制を確保しています。	
平常時の訓練	別に定める「軽費老人ホーム（A型）だいせん消防計画」により、入所者も参加して年2回、夜間及び昼間を想定した防災・避難訓練を実施します。なお、訓練は秋田消防署新屋分署の指導を受けています。	
防災設備の概要	名 称	個数など
	消 火 器 具	消火器15本
	自動火災報知設備	熱感知器185個、煙感知器16個、地区音響設備5個
	スプリンクラー設備	A系統33個所、B系統31個所、C系統31個所
	非常警報設備	非常用放送装置1台、火災通報装置1台
	誘導灯設備	誘導灯20台
防排煙設備	防火扉1戸	

## 10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

事故補償	サービス提供上、不可抗力的に生じた損害や事故の補償については、入所者・施設双方で協議することとします。
来訪者の面会	来訪者は、面会時間（原則として午前6時から午後9時まで）を遵守し、必ず訪問票に記入してください。 原則として来訪者の宿泊はできません。
外出・外泊	外出・外泊の際は必ず外出届及び外泊届に行先等の所定事項を記入の上、施設長に届けてください。
履物	玄関の各自の名前が書いてある下足棚を使用してください。
居室・設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用又は故意・重大な過失により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 居室を出る（退所又は居室替え）の場合に、通常の使用による汚れ、損耗を超える程度の損傷をした時は、修復の実費をいただきます。なお、居室の掃除は各自で行っていただくこととなっております。
火気注意	火災発生予防のため、居室内ではタコ足配線をしないでください。又、居室内での煮炊きはしないでください。仏壇のろうそく、線香等の使用は禁止しております。
喫煙・飲酒	喫煙の際は、吸殻入れを必ず用意し、所定の場所以外では吸わないでください。寝煙草やくわえ煙草は禁止します。 飲酒は、他の入所者の迷惑にならない範囲で、医師からの制限などない限りは概ね自由にしています。
迷惑行為	喧嘩、暴行、中傷、口論等、他人に迷惑をかけたり、施設の運営に支障を来したりする言動はしないでください。
所持品の管理	個々の所持品は、原則として自己管理していただきます。 貴重品の紛失、置忘れ等がないよう、その保管、取扱いについては十分留意するとともに、部屋の施錠についても配慮してください。
現金等の管理	ご本人又はご家族による管理となっており、当施設でのお預かりはいたしません。
その他	水、湯、暖房、電気等の使用については、節約に気を付けてください。 共同生活ですので、他人に迷惑をかけぬよう、又、お互いに楽しく生活できるよう留意しましょう。 その他、生活上ご不明な点は、職員にご相談ください。

## 1 1. 入所・退所等

入所（サービス提供の開始）は、軽費老人ホーム（A型）だいせん入所契約書による契約年月日からとし、契約の終了日をもって退所（サービス提供の終了）とします。

このほか、入退所等については社会福祉法人松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん運営管理規程によるものとします。

退所に係る主な例は、以下のとおりです。

- (1) 利用料の滞納。
- (2) 伝染性疾患により他の入所者等に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 入所者の言動が、他の入所者等の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 診断によりその入院期間が3ヶ月以上と見込まれるとき、又は入院期間が継続して3ヶ月に達したとき。
- (5) 入所者が死亡したとき。
- (6) その他規程に違反したとき。

## 1 2. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口へお申し出ください。

担当者：生活相談員

時 間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

方 法：直接お越しいただくか、電話、文書でも対応いたします。

電 話：018-828-1851

- (2) 公的機関においても苦情の受け付けをしています。

秋田県運営適正化委員会（秋田県社会福祉会館内）

住 所：秋田市旭北栄町1-5

電 話：018-864-2726

F A X：018-864-2742

時 間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分